

京都市告示第 85 号

京都芸術センターの指定管理者である公益財団法人京都市芸術文化協会から、京都芸術センター条例第4条ただし書の規定に基づき、京都芸術センターの臨時休所について次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和3年4月16日

京都市長 門川大作

臨時休所する日

令和3年 5月6日 (木)

6月1日 (火)

8月14日 (土), 15日 (日), 16日 (月)

9月1日 (水)

11月1日 (月)

12月26日 (日), 27日 (月)

令和4年 3月1日 (火)

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)